

第 15 期 文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会における 当面の検討課題について (抜粋)

4. その他

(1) 「知的財産推進計画 2015」における記述

5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

(新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の検討)

- ・インターネット時代の新規ビジネスの創出、人工知能や 3D プリンティングの出現などの技術的・社会的変化やニーズを踏まえ、知財の権利保護と活用促進のバランスや国際的な動向を考慮しつつ、柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討する。(短期・中期) (内閣官房、文部科学省、関係府省)

(2) 本課題に関する現状等

文化審議会著作権分科会においては、これまでも新しい時代に対応した制度等の在り方について具体的なニーズをもとに制度の在り方を随時検討してきた。

例えば、「柔軟性の高い権利制限規定」については、平成 23 年 1 月の著作権分科会報告書において、権利制限の一般規定を導入することが適当であるとの結論が得られ、これを踏まえた形で平成 24 年に著作権法の一部改正が行われたところ。

また、昨年度の文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会においては、「クラウドサービス等と著作権」について検討する中で、私的使用目的の複製を支援するサービスやクラウド上の情報活用サービス等、様々なサービスについて検討を行い、ライセンス契約によるサービスの発展を図るため、権利の集中管理による契約の促進が提言されたところ。

これらの検討経緯を踏まえつつ、デジタル・ネットワークの発達に伴う新たなニーズの把握を行う等、著作権制度等の在り方の検討を引き続き進めることが必要。